

宮前区役所市民広場活用検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、区民等が主体で実施する行事等での宮前区役所市民広場（以下「市民広場」という。）の活用を推進することで、地域における課題の解決や魅力づくり、新たなつながりの創出を図ることを目的とし、この目的を達成するため、宮前区役所市民広場活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「区民等」とは、宮前区内に住所を有する人、区内で働き、若しくは学ぶ人又は区内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市民広場において区民等が主体で実施する行事等に関し、協議及び調整等を行う。

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、公募による区民等及び区役所職員で構成する。

(事務局)

第5条 委員会の庶務を処理するため、宮前区役所まちづくり推進部企画課に事務局を置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営方法等についての必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。